

7. 未利用国有地等の処分等の相手方の決定通知について（平成 27 年 2 月 20 日）

書き換え前

書き換え後

（注）参考情報として追加で添付したもの。

参考

処分相手方決定通知について（通知文書について）

本決議は平成 23 年 5 月 23 日付財理第 2199 号「未利用国有地等の管理処分方針について」通達に基づき、国有地の処分相手方を学校法人森友学園に決定したものである。

本決議により処分相手方を決定し、文書を手交する予定であったが、森友学園との日程調整に時間を要したことから、処分相手方決定の旨は口頭で通知を行い、文書通知は行わないと整理したものである。